国会事項

衆議院

議案送付

五月十四日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

参議院

議事日程

五月十五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十三号

令和八年五月十五日（金曜日）

午前十時開議

第一　投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二　投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第五　家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　環境省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月十四日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三三号）

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二三号）

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

報告書提出

五月十四日委員長から次の報告書を提出した。

投資の促進及び保護に関する日本国とセルビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とパラグアイ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）審査報告書

投資の促進及び保護に関する日本国とザンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とタジキスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）審査報告書

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）審査報告書

環境省設置法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）審査報告書

人事異動

最高裁判所

大阪高等裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　田中　健治

神戸家庭裁判所判事に補する

神戸家庭裁判所判事を命ずる

神戸簡易裁判所判事に補する

那覇地方裁判所判事・那覇簡易裁判所判事　柴田　義明

大阪高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

大阪簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　片野　正樹

那覇地方裁判所判事に補する

那覇地方裁判所判事を命ずる

那覇簡易裁判所判事に補する

那覇簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　大野　晃宏

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する（以上四月二十四日）

○官吏死亡

判事兼簡易裁判所判事大浜寿美は四月十一日死亡

○定年退官

判事兼簡易裁判所判事中垣内健治は四月二十三日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

皇室事項

信任状捧呈式

五月十四日午前十時三十分、宮中において、新任本邦駐在アゼルバイジャン特命全権大使ファリド・ユニス・オグル・タリボフの信任状捧呈式を行われた。

五月十四日午前十一時、宮中において、新任本邦駐在カンボジア特命全権大使チュム・スンリーの信任状捧呈式を行われた。

行啓

皇后陛下は、五月十二日午前十時四十分御出門、令和八年全国赤十字大会に御臨席のため、明治神宮会館（渋谷区）へ行啓、午後零時二十七分還啓になった。

官庁報告

法務

公証人任免

飯島泰は公証人に任命され、東京法務局所属公証人西村尚芳の後任を命ぜられた。（五月十日）（法務省）

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第２号

九州地方交通審議会から九州漁業（底びき網）最低賃金（令和７年九州運輸局最低賃金公示第４号）の改正について答申があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

答申による意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に九州運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号812―0013福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目11番１号」あて提出されたい。

令和８年５月18日

九州運輸局長　日向　弘基

九州地方交通審議会の意見（要旨）

１．九州漁業（底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額として、「200,200円」を「208,200円」に改正することが適当である。

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第５号）、九州海上旅客運送業最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第６号）及び九州漁業（大中型まき網）最低賃金（平成９年九州運輸局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年５月18日

九州運輸局長　日向　弘基

１．九州内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「268,700円」を「279,000円」に、「252,250円」を「263,250円」に、「210,100円」を「221,100円」に、「200,800円」を「211,800円」に改める。

２．九州海上旅客運送業最低賃金第４項中、「263,400円」を「273,400円」に、「197,000円」を「208,000円」に改める。

３．九州漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中、「213,300円」を「224,000円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年６月17日から効力を生ずる。